児童扶養手当の「現況届」・特別児童扶養手当の 「所得状況届」の提出をお忘れなく!



★児童扶養手当を受給している方(支給停止中も 含む)は「現況届」を、特別児童扶養手当を受給 している方は「所得状況届」の提出が必要です。

該当する方へ8月上旬に通知しますので、必ず 期限内に手続きをして下さい。

なお、この届けを提出しないと8月以降の手当 が受けられなくなりますので、ご注意ください。

○児童扶養手当とは

離婚もしくは父又は母が死亡などの状況にある場合で、父親、母親のいずれか、又は養育者が18歳未満(中程度以上の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護、養育している場合に支給されます。ただし、婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(異性との同居、異性の定期的訪問や生活費の援助など)にあるときは手当の支給対象外となります。

受給要件を満たしている方で、まだ申請手続き がお済みでない方がおりましたら、下記までお問 い合わせ願います。

○特別児童扶養手当とは

20歳未満の重度または中程度の心身障害児を養育している父、又は母もしくは父母にかわってその児童を養育している人が手当を受けることができます。ただし、児童が施設に入所している場合は手当の支給はされません。

【問い合わせ先】

- · 児童扶養手当 (住民生活課住民生活係)
 - **☎**47−4681
- ·特別児童扶養手当(保健福祉課福祉係)
 - **☎**47-4682

平成27年国勢調査を実施します



国勢調査 2**0**15



国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象に、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために調査を実施します。

調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉・雇用政策・生活環境の整備・防 災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には、 後日、調査員が紙の調査票を配布して調査を行います。

紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出できます。

9月10日(木)から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネット回答又は調査員が配布する調査票での回答をお願いします。

国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

http://kokusei2015.stat.go.ip/

国勢調査2015

検索

総務省・北海道・福島町

問い合わせ先

企画財政課広報広聴係 ☎47-3007(直通)